

## 阪和部 部則施行細則

(総則)

第1条 本細則は、部則の実施運用に役立つ事を目的として、部則第16条に基づき定めるものである。

(事業)

第2条 部則第5条の4に定める事業については、次のとおりとする。

- (1) YMCA サービス・ユース事業
  - (2) 地域奉仕・環境事業
  - (3) EMC 事業
  - (4) 国際・交流事業
  - (5) メネット事業
- 2 夫々の事業に事業主査を置く。但し、メネット事業主査は、原則としてメネットまたは特別メネットから選出する。
- 3 他の事業については別途定める。
- 4 各クラブは、本条の事業委員会を設置し、事業主査に協力するものとする。

(常置委員会)

第2条の2 部則第11条の2に定める常置委員会として次の委員会を置く。

1 情報・広報委員会

- (1) 委員の選任は、委員長が当該部長と相談の上、評議会の承認を得て、部長が委嘱する。
- (2) 委員会は、書記と協力して、部やクラブの情報を発信し、部内の交流及び活性化等に寄与するものとする。

(次々期部長の選出)

第3条 部長は、次年度における次々期部長の選出について、各クラブ会長の協力の下に行う。

- 2 毎年12月末までの期限で、立候補者の有無の確認を各クラブ会長に行う。
- 3 前項における立候補者は、クラブ会長経験者で所属クラブの推薦を受けているものとする。
- 4 立候補者がいない場合は、各クラブの実情を踏まえた輪番制を原則として遅くとも2月末までに選出クラブを調整する。
- 5 前項のクラブは、5月末までに候補者を選出し、現部長に推薦する。

(事業主査及び常置委員会委員長の選出)

第4条 次期部長は、次年度における事業主査及び常置委員会委員長予定者の選出を、クラブの推薦を得て11月末までに行う。

(役員・監事の補充)

第4条の2 部則第5条の3に定める役員の補充は、原則として前任者の所属していたクラブの会員から任命する。

2、監事の補充は部長経験者から任命する。

(部担当主事の選出)

第5条 次期部長は、次年度における担当主事の委嘱を4月末までに完了するよう各YMCA 総主事に要請する。

(評議会の議長代行)

第5条の2 評議会に提案された議案で、部長が議長を務めることが出来ない場合は次のとおりとする。

- (1)提案者が部長の場合
- (2)部長の職務・処遇に関する事項
- (3)評議会が特に認めた場合

2 議長の代行は直前部長が務める

(部会費)

第6条 部に所属する各クラブは、半年報提出時の会員数を基に1名につき年額2,000円を前期・後期の最初に開催される評議会迄に半額ずつ納入する。この会員数には連絡主事を含むが特別メネットは含まない。

(部長・次期部長活動補助金)

第7条 部長活動の補助金として、西日本区から支弁される分とは別に年額20,000円を阪和部予算より支給する。

2 次期部長の活動補助金として、西日本区にて開催される次期役員研修会および次期会長・主査研修会に出席する場合は補助金を支給する。その金額は、評議会で定める。

(書記・会計活動補助金)

第8条 活動補助金として、それぞれ年額5,000円を支給する。

2 西日本区にて開催される次期役員研修会および次期会長・主査研修会に次年度の書記ならびに会計予定者が出席する場合は、補助金を支給する。その金額は、評議会で定める。

(事業主査・常置委員会委員長活動補助金)

第9条 各事業主査・常置委員会委員長に、それぞれ年額5,000円の活動補助金を支給する。

2 西日本区にて開催される次期会長・主査研修会に次年度の事業主査予定者が出席する場合は、補助金を支給する。その金額は、評議会で定める。

(委員長活動補助金)

第9条の2 部則第11条により設置された委員会の委員長の活動補助金は、必要に応

じて評議会で別に定める。

(補充役員の活動補助金)

第9条の3 部則第5条の3により任命され就任した役員には、活動補助金を減額して支給することがある。

(公式訪問例会費)

第10条 部長の公式訪問の登録費は訪問クラブが負担し、書記・会計の登録費は部予算より支給する。

(YEPP 資金)

第11条 部内で引き受けたYEPP留学生支援のため、通常部費とは別にYEPP分担金を全会員が納入することがある。この金額並びに支出については部評議会の決定による。この資金は、通常部会計とは別にYEPP資金会計で行い、会計が毎年引き継ぐ。

(弔慰)

第12条 部所属クラブの会員又はメネット（特別メネットを含む）が死亡した時は、弔電により弔慰を表す。

(改正)

第13条 本細則は、評議会の議を経て改正することができる。

附則

本細則は、1989年7月1日より実施する。

本細則は、1994年2月19日改正、同年7月1日より実施する。

本細則は、1996年6月22日改正、同年7月1日より実施する。

本細則は、2000年6月10日改正、同年7月1日より実施する。

本細則は、2010年6月19日改正、同年7月1日より実施する。

本細則は、2018年6月16日改正、同年7月1日より実施する。

本細則は、2021年2月27日改正、実施する。